○　保護取扱規程の留意事項及び保護室の運用について（通達）

（平成28年12月１日付け生企甲達第136号、石川県警察本部長から部課署長あて）

（概要）

保護の取扱いについては、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）のほか、関係法令に基づき運用されているところであり、取扱いの細部事項は、保護取扱規程（昭和36年石川県警察本部訓令第11号。以下「規程」という。）により定められているところである。

この度、平成28年５月31日にアルコール健康障害対策推進基本計画が策定されたこと及び各警察署への保護具の配備に伴い、規程の一部を改正し、その留意事項及び保護室の運用について下記のとおり定めたものである。

内容については、おおむね次のとおりである。

記

第１　規程制定の趣旨

規程は、警職法及び酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「酩酊者規制法」という。）に基づく保護並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定による児童相談所長の委託によって行う児童の一時保護及び少年法その他の法令による一時収容等一連の保護措置（以下「保護等」という。）を適正に行うため、保護等の取扱手続方法及び保護の場所等に関する細部の事項について規定したものである。

第２　教養の徹底

保護等が適正に行われるかどうかは、個々の警察官が具体的な事案（事象）に直面した場合の判断及びその場における取扱いのいかんによって左右されるので、これらの点について関係法令、規程の内容を全警察官に周知徹底し、具体的な取扱要領を体得させるよう配意するものとする。

第３　規程の各条ごとの留意事項

規程の各条ごとの留意事項は、次のとおりであるので運用に誤りのないようにすること。

１　保護についての心構え（第２条）

保護を要するものであるかどうかの判断は、直接人権に関わる問題であるので、的確に行わなければならない。特に、泥酔者及び酩酊者について、保護を

要すると判断した場合には、その者の生命、身体等の保護には誠意をもって当たること。

2　保護の着手（第４条）

「取りあえず必要な措置」とは、通常地域課員によって行われることが多いが、取りあえず交番に運ぶなどの応急措置、現場の関係者からその事情や家族等の住居等を聴取したり、近隣の家族等に引き渡したりするなどの現場及びこれに直結して行われる必要な措置をいうのであり、これらの措置のみによって処理解決できた場合を除き、保護したものについては、全て保護主任者に報告し、その指揮を受けて処理しなければならない。

3　保護の場所等（第５条）

(1)　駅舎、民家等第５条第１項各号に掲げる場所以外の場所において保護することが適切であると認められるときは、その施設の管理者等の同意を得て、その場所において保護することができる。

(2)　病人、負傷者及び泥酔者等で異常があると認められる者等を保護する場合には、必要により医師の診断、治療を求める等の措置をとるよう配意すること。

4　住所等の確認措置（第６条）

(1)　住所等の確認措置は、特に必要がある場合のほか、第９条による危険物等の保管の際に行うよう配意すること。

(2)　「所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認する措置をとる」とは、所持する鞄、衣服のネーム、衣服のポケットの名刺、定期券等によって住所等を認知することであり、これらの措置は、警職法第３条第１項第２号に掲げる病人、負傷者等については、本人が住所等を申し立てる意思のない場合はもちろん、これらの措置を拒む場合においては、とることができないものであること。

なお、被保護者が女子であるときは、立会人も女子の成年者とすることを配意すること。

5　危害防止の措置（第８条）

(1)　「行動を抑止するための手段」とは、保護の着手、同行等の場合に、本人の暴行を制圧するために、通常、被保護者の腕、肩等を押さえるなどの手段をいうのであるが、場合によっては、保護具あるいは手錠等を使うことがやむを得ない場合もある。これらの手段は、危害を防止して、適切にその者を

保護するためにやむを得ず行われるものであるが、直接身体について行動を制限することとなる。特に手錠は被疑者に使用されるものであるという一般の概念もあるので、その使用は真にやむを得ない場合に限ることとし、使用に当たっては、被保護者が負傷等することのないよう配意しなければならない。

(2)　保護具の使用手続等

被保護者に自傷他害のおそれがあり、その防止のため、他に適切な方法がないと認められる場合においては、保護具を下記基準等により使用することができるものとする。

ア　保護具を使用する際は、事前に保護主任者の指揮を受け、保護主任者の指示の下に使用するものとし、保護主任者は直ちにその状況を、署長に報告すること。ただし、緊急を要し、保護主任者の指揮を受ける暇がない場合には、事後速やかに保護主任者へ報告し、保護主任者はこれを署長に報告すること。

イ　保護主任者は、保護具使用の必要性及び被保護者の年齢、性別、体格、性質、健康状態等から、保護具使用の必要性を総合的に考慮して、使用の妥当性の判断を行うこと。

ウ　保護主任者は、保護具使用に当たっては自らが立ち会い、又は他の幹部を立ち会わせて使用の状況を把握すること。

エ　保護主任者等は、保護具使用中は当該被保護者の動静に特に注意し、保護具使用の必要性がなくなったときは、保護主任者の指揮により使用を終了し、その旨を直ちに署長に報告すること。

(3)　留置施設に配備されている拘束衣等の戒具は使用しないこと。

6　危険物の保管（第９条）

(1)　危険物の保管に当たっては、一般的には相手方を説得して、できるだけ任意に提出させるものとし、正常な判断能力を欠いているなどやむを得ないと認められるときは、被保護者について危険物を所持しているかどうかを確かめ、所持しているときは保管することができる。この場合においても、衣服の上から触るなどの方法によって確かめるようにし、身体検査にわたることのないようにするとともに、保管する物の範囲も、事故防止上やむを得ないと認められる危険物に限ることに配意しなければならない。

(2)　「紛失し、又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品」

とは、ポケットに無造作に入れてあるなどの状態で所持している現金等をいい、これらを保管する場合の「同項に準じて」とは、警職法第３条第１項第２号に掲げる被保護者については、その承諾を得て行うことをいい、これらはいずれも危険物の保管の際に同時に行うものである。

なお、立会人については、前記４（２）と同様の配意をすること。

7　保護室における危害防止の特別措置（第10条）

警職法第３条第１項第１号に掲げる被保護者であって、暴行、自殺等危害を及ぼす事態にあり、同人が観護に当たっている警察官の制圧に抗して保護室から退去するおそれがある場合、あるいは被保護者が２人以上いるなど危害防止上やむを得ない場合でない限り、掛けがね等の使用は避けること。

なお、掛けがね等とは、掛けがね、留めがね、落しがね等簡易な操作によって使用できるものをいうものであり、南京錠等威圧感を与えるようなものの使用は不適当である。

8　異常を発見した場合の措置（第11条）

(1)　「発見してなお保護を要する状態にあるかどうかを確認する」というのは、逃走した者を手配して連れ戻すのとは本質的に異なり、保護を要すると思われる状態のままその場所を離れたとき、その所在を発見して、その者の状態を確認することであり、その結果、酔いがさめていたなど保護を要する状態がなくなっているときは、それ以上の措置を必要とせず、保護の要件を満たしている場合には、再び保護に着手することに特に注意を要する。

なお、この措置をとることを必要と認める時間的、場所的範囲等については、保護の場所を離れたときの状態等から個々に検討、判断されなければならないが、逃亡被疑者の手配と同一視することのないよう配意すること。

(2)　前記により、再度保護をした場合、その保護の場所又は時間が前の保護の場所又は時間に近接してなされた場合を除き、後の保護に着手したときから、別の保護の時間が進行し、前の保護は、保護の場所を離れたときに解かれたものと考えて処理すること。

9　関係機関への引き継ぎ（第13条）

警察署長は、身元が明らかでない者を保護し、保護実施機関へ引き継ぐ場合は、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則13号）第19条に基づく行方不明者届の確認を確実に行うこと。

なお、引き継ぎ後も、行方不明者届と保護に係る日時が相前後し得ることに

配意し、関係機関と連携を図り、確認するよう努めること。

10　保護室に関する特例措置（第16条）

「やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合」は、既に保護している者と同室させることが不適当と認められる者を保護する場合等又は迷い子、家出人で保護室の雰囲気になじまない者を保護する場合等をいうのであって、これらの場合には、少年補導室、休憩室等において保護するようにすること。

11　許可状の請求（第17条～第19条）

警職法第３条第３項の規定に基づく簡易裁判所の裁判官に対する保護期間延長の許可状の請求、同法第３条第５項及び酩酊者規制法第３条第４項の規定に基づく保護した者の通知、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第23条の規定による保健所長への通報等については、規程別記様式第１から別記様式第３により行うこと。

12　アルコール慢性中毒者等への対応（第19条）

被保護者が、アルコールの慢性中毒者（精神障害者を除く。）又はその疑いのある者であると認めたときは、最寄りの保健所長に通報し、症状の改善に向けた支援を行うよう求めるとともに、過度の飲酒が個人的及び社会的に害悪を及ぼすことを防止するため、被保護者及び同人の家族等に対し、医師への受診、保健所等への相談を勧めるなど、必要な助言を行うこと。

13　保護カード（第20条）

保護主任者は、規程による保護を行ったときは、別記様式第４の保護カードに所要の事項を記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

14　被保護者が非行少年であることが判明した場合等の措置（第21条）

被保護者と被疑者の取扱いを明確に区分し、保護に名をかりて犯罪の捜査をすることのないよう、被保護者が犯罪者等であることが判明するに至った場合にも、保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上やむを得ない場合のほか、被保護者について取調べ等をしてはならない。このことは、第21条第１項の規定による非行少年等であることが明らかになった場合についても同様である。

15　児童の一時保護等（第23条）

(1)　一時保護した児童、緊急同行をした少年等については、その運用の実際及びこれらの者のうちには、その性格、年齢等からみて保護室の雰囲気になじ

まない者もあるので、少年補導室、休憩室等において保護するよう配意すること。

(2)　前記（１）を除き、第23条に規定する者については、同行状、収容状等の執行中に一時保護室に収容するものであるから、逃亡しないよう錠の設備を使用することも差し支えない。また、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）が準用されている同条第５号に規定する者等については、留置場内の室に収容することも差し支えないものであること。

(3)　第23条第１項各号に規定する者が逃亡したときは、当然これを捜索しなければならないのであって、その限りにおいて、第11条第２項は、準用する余地はない。

第４　保護室の定義・保護室収容時の措置等

保護室の定義・保護室収容時の措置等について必要な事項を定めている。

第５　報告

署長から警察本部長への各種報告の要領を定めている。